第六十七条

一　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の生年月日

二　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の遺族年金証書の記号番号

三　申請者以外の遺族年金の受給権者の氏名及び住所

第七十条

（氏名変更の届出）

**第七十条**　遺族年金の受給権者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日

二　遺族年金証書の記号番号

三　変更前の氏名

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　遺族年金証書

二　氏名の変更に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

第六十七条

一　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の氏名、生年月日及び住所

一の二　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の個人番号又は基礎年金番号

二　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の遺族年金証書の年金コード

（氏名変更の届出）

**第七十条**　遺族年金の受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　遺族年金証書の年金コード

三　氏名の変更の理由

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　遺族年金証書

二　戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類

（氏名変更の理由の届出）

**第七十条の二**　遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、当該変更をした日から十日

第六十七条

一　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の生年月日

（新設）

第六十七条

一　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の生年月日

一の二　申請者及び申請者以外の遺族年金の受給権者の基礎年金番号

（新設）